

八王子市消費者教育推進会議開催要綱

平成 28 年 4 月 1 日施行

改正 平成 31 年（2019 年）4 月 1 日

（趣旨）

第 1 条 八王子市（以下「市」という。）における消費者教育について、参加者に意見又は助言を求めるため、八王子市消費者教育推進会議（以下「会議」という。）を開催することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（意見を求める事項）

第 2 条 会議において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- （1）市における消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進に関すること
- （2）消費者教育推進計画の策定と改定、及び評価に関する事項
- （3）前号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要と認められる事項

（参加者）

第 3 条 会議は、参加者 16 人以内とし、次に掲げる者で構成する。

- （1）八王子市消費生活審議会（以下「審議会」という。）の委員
- （2）八王子市立小・中学校長
- （3）八王子市教育委員会事務局学校教育部統括指導主事
- （4）八王子市市民部長
- （5）八王子市市民部消費生活センター所長
- （6）前各号に定める者のほか、市長が必要と認める者

（会議への参加期間）

第 4 条

会議への参加を依頼する期間は、2 年以内とする。

（座長）

第 5 条 会議に座長を置き、座長は会議を進行する。

（庶務）

第 6 条 会議の庶務は、市民部消費生活センターにおいて行う。

（補足）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 31 年（2019 年）4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 35 年（2023 年）3 月 31 日限り、その効力を失う。